

令和8年度 市単河川整備事業
葵町地区浸水対策基本設計業務委託

特記仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本特記仕様書は、掛川市が発注する「令和8年度 市単河川整備事業 葵町地区浸水対策基本設計業務委託」に適用する。

2 目的

本業務は、豪雨時に浸水被害が生じている掛川市葵町周辺区域を流れる葛川第一雨水渠、青葉台雨水渠及びそれらに付帯する水路について、現況の集水域を考慮した流下能力を検討し、対策工法及び方針を決定することを目的とする。

3 場所

掛川市葵町他地内

4 履行期間

本業務の履行期間は設計書による期間とする。

5 業務管理

受注者は委託契約書、設計図書、本特記仕様書、業務打合せ書及び関係法規を尊重し、監督員（掛川市建設工事執行規則第2条第1号による職員「以下監督員という」。）の指示を受け正確に施行しなければならない。

第2章 業務内容

作業項目及び数量

設計業務（基本構想）

（1）	資料収集	1式
（2）	現地踏査	1式
（3）	地下埋設物調査	1式
（4）	設計計画	1式
（5）	流量断面計算	1式
（6）	概略工法検討	1式
（7）	図面作成	1式
（8）	報告書作成	1式

第3章 打合せ

打合せ時期及び回数等については、初回、中間2回、最終とする。なお、業務実施にあたっては、あらかじめ実施計画について監督員と打合せを行うこと。

第4章 成果品

成果品及び提出部数は次表のとおりとする。

区 分	規 格	部 数	備 考
報告書 (添付図面及び収集した各種データ、参考文献の抜粋等含む)	A4	1式	製本2部
電子成果品		1式	CD2枚

第5章 契約変更

契約書に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

- (1) 第2章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第3章に示す打合せ回数に変更が生じた場合。
- (3) 第5章に示す「成果品提出部数」に変更が生じた場合。
- (4) 実施期間に変更が生じた場合。
- (5) 浸水調査に必要な観測機器等を設置する場合。
- (4) その他やむを得ない理由が発生した場合。

第7章 その他

- 1 総合的なコスト縮減に取り組む具体的な計画案を盛り込むこととする。
- 2 現地状況把握のための現地踏査などにおいて民地立ち入りの必要がある場合は、事前に地権者への連絡を取り、了承を得た後に実施するものとする。
- 3 報告書作成のための基礎資料について、関係機関からの資料提供の必要がある時は監督員に報告し協議するものとする。
- 4 業務工程表に基づき進捗を管理するとともに、1ヵ月毎に工程月報等を提出し、監督員に進捗状況の確認を受けるものとする。
- 5 成果はすべて発注者の所有とし、発注者の承認がなければ他に公表、貸与、複写してはならないものとする。
- 6 本仕様書等で定めがない事項は、監督員と協議するものとする。

履行条件明示事項

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該業務に関する履行条件として明示するものである。
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容					
A 具体的な設計条件	1 設計条件・業務内容	○	必要に応じて記載	計画規模	葛川排水区・青葉台(紅葉台団地含む)136.96ha					
B 隣接又は関連する調査業務	1 隣接又は関連する調査業務	○	隣接又は関連する調査業務がある場合	業務①	業務名 履行期間 受注者 発注機関					
				業務②	業務名 履行期間 受注者 発注機関					
				業務③	業務名 履行期間 受注者 発注機関					
				協議①	施設名 管理者名 内容 実施状況及び協議完了予定時期					
					協議②	施設名 管理者名 内容 実施状況及び協議完了予定時期				
						交渉①	交渉先 内容 実施状況及び交渉完了予定時期			
				交渉②			交渉先 内容 実施状況及び交渉完了予定時期			
					3 地下埋設物の確認、調査		○	設計業務であれば設計範囲内(仮設含む)、地質調査であれば掘削及びボーリング等に埋設物が近接している場合	調査・確認	ガス(位置、ガス区分[液化天然ガス等]) 水道(位置、水圧管の種類) 下水道(位置、幹線・支線・分流式合流式区分) 電力(位置、送電電圧と種類) 通信ケーブル(位置、NTT以外のケーブルも調査) その他(工業用水、農業用水等)
						D 貸与資料の取扱い			1 貸与資料	○
資料②	資料名② 貸与予定時期②									
資料③	資料名③ 貸与予定時期③									
E 部分引渡し及び部分使用の時期	1 部分引渡し	○	約款第37条の規定に基づく指定部分がある場合	引渡し①	指定部分 引渡し時期 引渡し理由					
				引渡し②	指定部分 引渡し時期 引渡し理由					
				2 部分使用	○	約款第33条の規定に基づき部分使用する箇所がある場合	部分使用①	使用する部分 使用する時期 使用する理由		
	部分使用②	使用する部分 使用する時期 使用する理由								

様式 1

【別紙】

埋設物件確認書

工事（業務）名：令和8年度 市単河川整備事業 葵町地区浸水対策基本設計業務委託

施工箇所：掛川市 葵町 地内

受注者：

担当者氏名：

確認結果

※履行又は施工条件明示事項で「有り」の場合は、設計図書に添付する。

埋設物件	埋設物管理者			確認欄	確認日	確認内容・内容聞き取り日
	部局課、支店名等	連絡先	担当者			
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日

※現地調査等により、新たな埋設物件を確認した場合は追記すること。

別記

情報資産及び個人情報の取扱いに関する特記仕様書

第1 情報資産及び個人情報の保護に関する条例等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を処理するため掛川市（以下「甲」という。）の保有する情報資産又は個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び甲の定める掛川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年掛川市条例第2号）、掛川市情報セキュリティポリシー及び掛川市情報セキュリティ実施手順に基づき、本情報資産及び個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、情報資産及び個人情報（以下「情報資産等」という。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 技術的安全管理措置の取り決め

乙は、本委託業務の履行にあたり情報資産等の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「情報資産等の漏洩等の事故」という。）を防止するために合理的と認められる範囲内で、技術的安全管理措置を講じなければならない。

第4 作業責任者等の届出

乙は、情報資産等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者及び作業従事者に関する届（新規／変更）兼守秘義務誓約書（様式第19号）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、情報資産等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。

3 乙は、作業責任者及び作業従事者を変更する場合は、事前に作業責任者及び作業従事者に関する届（新規／変更）兼守秘義務誓約書（様式第19号）により甲に報告しなければならない。

4 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

第5 作業場所の特定

乙は、情報資産等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務着手前に作業場所に関する届（新規／変更）（様式第20号）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に作業場所に関する届（新規／変更）（様式第20号）により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

第6 教育の実施

乙は、情報資産等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記仕様書において作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

3 乙は、第1項の教育及び研修の実施状況を記録しなければならない。

第7 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た情報資産等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書（作業責任者及び作業従事者に関する届（新規／変更）兼守秘義務誓約書（様式第19号））を提出させなければならない。

3 本委託業務において自治体機密性3以上の重要情報を取り扱う場合、甲乙間で秘密保持契約（NDA）を締結しなければならない。なお、秘密保持契約（NDA）の締結にあたっては、必要な事項を契約書に記載することにより、業務委託の契約に含めてもよい。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 再委託

乙は、情報資産等の取り扱いを自ら行うこととし、他の者にこれを取り扱わせ、又は業務を他に委託（以下「再委託等」という。）してはならない。ただし、再委託承認決定通知書（様式第26

- 号)による甲の承諾を得たときはこの限りではない。
- 2 乙は、前項のただし書の規定による承諾を得ようとするときは、再委託承認申請書(様式第21号)により甲に申請しなければならない。
 - 3 乙は、第1項ただし書の規定による承諾を得たときは、再委託等の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して再委託等の相手方による情報資産等の取り扱いに関する責任を負うものとする。
 - 4 乙は、再委託等において、再委託等の相手方に対する監督及び情報資産等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
 - 5 乙は、再委託等したときは、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
 - 6 再委託等した事務をさらに委託すること(以下「再々委託等」という。)は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託等が必要となるときには、第2項の規定を準用する。
 - 7 乙は、甲の承諾を得て再々委託等を行うときであっても、甲に対して情報資産等の取り扱いに関する責任を負うものとする。

第10 収集の制限

乙は、業務を処理するため情報資産等を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第11 目的外利用及び提供の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の履行により知り得た情報資産等をこの契約の目的以外に利用し、又は他の者に提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を処理するため甲から提供された情報資産等を複写し、又は複製してはならない。

第13 情報資産等の管理

乙は、本委託業務において利用する情報資産等を保持している間は、次の各号の定めるところにより、情報資産等の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に情報資産等を保管すること。
- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、情報資産等を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 情報資産等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、情報資産等を複製又は複写しないこと。
- (5) 情報資産等を運搬するときは、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ運搬方法(変更)報告書(様式第22号)により甲に報告しなければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- (6) 情報資産等を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

- (7) 情報資産等を管理するための台帳を整備し、情報資産等の利用者、保管場所その他の情報資産等の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾したときを除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出さないこと。
- (9) 情報資産等の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「情報資産等の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (10) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、情報資産等を扱う作業を行わせないこと。
- (11) 情報資産等を利用する作業を行うパソコンに、情報資産等の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (12) 業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させること。

第14 受渡し

乙は、甲乙間の情報資産等の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に情報資産等の預り証（様式第23号）を提出しなければならない。

第15 情報資産等の返還又は廃棄

乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する情報資産等について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 乙は、本委託業務において利用する情報資産等を消去又は廃棄する場合は、消去又は廃棄すべき情報資産等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を事前に情報資産等の消去（廃棄）許可申請書（様式第24号）により甲に申請し、情報資産等の消去（廃棄）許可決定通知書（様式第27号）によりその承諾を得なければならない。
- 3 乙は、情報資産等の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本委託業務において利用する情報資産等を廃棄する場合は、当該情報資産等が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報資産等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、情報資産等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、情報資産等の消去（廃棄）報告書（様式第25号）により甲に報告しなければならない。

第16 定期報告及び緊急時報告

乙は、甲から、情報資産等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 乙は、情報資産等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。
- 3 乙は、本委託業務の開始時及び終了時において業務委託先に関するセキュリティ要件のチェックシート（様式第28号）によりセキュリティ対策が適切に実施されていることを甲に報告しなければならない。

第17 監査及び検査

甲は、本委託業務に係る情報資産等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第18 事故時の対応

乙は、本委託業務に関し情報資産等の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報資産等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を文書により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、情報資産等の漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し情報資産等の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第19 契約解除

甲は、乙が本特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本特記仕様書に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第20 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。